

## 海外取引とインボイス制度

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）」が導入されます。これに先立ち、令和3年10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付が開始されています。

インボイス制度導入後、「適格請求書発行事業者」は請求書等の記載要件が増えるとともに、適格請求書等の保存が必要になるなど、様々な義務が課せられます。

海外取引や外貨建取引を行っている場合、このインボイス制度導入による影響の有無を確認してみたいと思います。

### 1 輸出取引の場合

ご存じの通り、事業者が輸出取引を行う場合は、消費税が免除されます。この場合、国内事業者が「適格請求書発行事業者」だとしても、発行する請求書には消費税額の記載は不要です。輸出取引の場合は消費税が免税であり、当該発行した請求書を用いて国内において消費税の仕入控除をする相手先が存在しないためです。

### 2 輸入取引の場合

輸入取引を行う場合、国外の仕入先は「適格請求書発行事業者」ではありませんし、受領する請求書には、消費税の金額の記載はありません。しかし消費税法上、保税地域から引き取られる外国貨物については消費税を課することと

されている（消法4②）ため、輸入申告の際に輸入消費税として納付することとなります。この輸入消費税額は消費税の確定申告の際に国内取引で支払った消費税とは別に、消費税確定申告書付表2-3⑬「課税貨物に係る消費税額」欄で仕入控除を行うこととなります。

### 3 外貨建取引の場合

令和4年4月に国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」が改訂されました。問56において（外貨建取引における適格請求書の記載事項）が追加されております。上述1及び2のケースでは、発行又は受領する請求書に消費税の記載は不要でしたが、外貨建取引を行っている場合の適格請求書の記載事項の方法が追加掲載となったことから、おそらく国内取引において外貨建取引を行う際の適格請求書の発行を想定した問答と考えられます。結論からすると、外貨建てによる取引であっても、適格請求書に必要な記載事項は通常の国内取引の場合と同様で、税率ごとに区分した消費税額等を円換算後で記載すれば、他の記載事項は外国語や外貨で記載されていても問題ないようです。

いよいよ動き始めたインボイス制度、海外取引を行う際の参考になさってください。

（国際特別委員会委員 白田 祐一）